

2020年度（令和2年度）第2回福山市入札監視委員会（書面開催） 会議概要

1 会議名

2020年度（令和2年度）第2回福山市入札監視委員会（書面開催）

2 開催日時・場所

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から持ち回りによる合議（書面開催）

3 関係者

委 員	宮地委員長，山崎委員，沼田委員，内田委員，大島委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 建設管理部長，北部支所長，土木部長，建設政策課契約担当課長， 北部建設産業課長，道路整備課長
	（上下水道局） 経営管理部長，工務部長，施設部長，管財契約課長，管路整備課長， 施設整備課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

2020年（令和2年）4月1日から2020年（令和2年）9月30日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ①道路舗装工事（東深津51号線）
- ②橋梁災害復旧工事（中野57号線）
- ③橋梁災害復旧工事（芦原24号線）
- ④下水道施設長寿命化工事（2-2）
- ⑤中津原浄水場濃縮設備取替工事

○ 抽出案件の審議内容

案件の抽出を担当した委員からの選定理由と抽出案件に対する回答及び抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 道路舗装工事（東深津51号線）	
抽出理由	本工事は，入札参加者数が8者で，そのうち7者が失格となり，しかも落札率が100%と高い。最低制限価格の設定及び入札条件の適正性と落札率100%

	<p>に対する、電子計算機による自動調整以外の理由についてお聞きしたい。</p> <p>回答 本工事は、道路幅員が6.6mから6.7mのアスファルト舗装を修繕するもので、工事内容は、アスファルト舗装工を主たる工種とし、区画線工、下水マンホール蓋版工と合わせ施工する一般的な道路舗装工事であります。</p> <p>最低制限価格の設定については、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領（以下「要領」という。）」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種ごとに最低制限価格の基準価格（要領第3条）を算定いたします。開札時に、この基準価格を、電子計算機により自動調整した上で、案件ごとに最低制限価格（要領第4条）を設定し、当該要領の規定に基づいて適正に実施しております。</p> <p>入札条件の適正性については、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱の規定に基づき、適正に設定しております。</p> <p>落札率100%の結果については、本工事において多くの入札参加者が、最低制限価格の基準価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の結果、最低制限価格未満で失格となったため、高い落札率となったものです。</p> <p>Q 1 「本工事において多くの入札参加者が、最低制限価格の基準価格付近で入札したとあるが、落札者を除く他のすべての入札参加者がそのような入札をした理由として考えられるものは何か？」</p> <p>A 1 最低制限価格の基準価格付近での入札が集中したことは、各入札参加者が、設計書等を基に積算した見積額を予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で入札した結果であり、多くの失格者が出たことは、電子計算機による自動調整によるものと考えています。</p> <p>Q 2 「最低制限価格の基準価格付近での入札が集中したことは、各入札参加者が、設計書等を基に積算した見積額を予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で入札した結果」であるとのことだが、このような結果になることは想定することができたのではないか？また、このような結果になることを回避するために、何か具体的な方策をしたことはないのか？」</p> <p>A 2 最低制限価格未満での失格者が多数となり、その結果、高い落札率の契約になることは、現在の制度の下では、ある程度の確率で発生しうるものと考えています。</p> <p>しかし、開札時に初めて、電子計算機の自動調整により最低制限価格を定めることで、最低制限価格の基準額等の情報漏洩を防止し、公正・公平な入札制度を</p>
--	--

<p>Q 3</p> <p>A 3</p>	<p>維持できるものと考えています。</p> <p>なお、今回のような結果を回避するために、委員の皆様のご意見を踏まえ、電子計算機の自動調整については、2018年（平成30年）4月から、透明性・公平性を確保しつつ、最低制限価格未満で失格となる入札参加者数を減らす目的で、自動調整の許容範囲を上限1%から0.3%に変更しています。</p> <p>自動調整の許容範囲を変更したことは承知しているが、変更後既に2年以上経過しているにもかかわらず、一向に改善の余地が見られない（現に、上記回答において「最低制限価格未満での失格者が多数となり、その結果、高い落札率の契約になることは、現在の制度の下では、ある程度の確率で発生しうる」ことを認めている。）他の方法を模索、検討する時期にさしかかっているのではないかと考えているが、他の方法を検討する予定はないのか。</p> <p>入札参加者が複数で、かつ有効な入札が1となった案件数及びその発生率については、下記のとおりとなっています。</p> <table border="1" data-bbox="352 994 1380 1205"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>件 数（発生率）</th> <th>自動調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年(令和2年)4月～9月末現在</td> <td>13/227 (5.72%)</td> <td>0～0.3%</td> </tr> <tr> <td>2017年度(平成29年度)</td> <td>40/544 (7.35%)</td> <td>0～1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のことから、自動調整が0～1%のときである2017年度（平成29年度）と比べると、自動調整の許容範囲変更により、一定程度の改善傾向は見られると考えています。</p> <p>現在、他の方法を検討する予定はありませんが、今後においても、委員の皆様のご意見を踏まえる中で、制度のあり方については、研究してまいります。</p>	年 度	件 数（発生率）	自動調整	2020年(令和2年)4月～9月末現在	13/227 (5.72%)	0～0.3%	2017年度(平成29年度)	40/544 (7.35%)	0～1.0%
年 度	件 数（発生率）	自動調整								
2020年(令和2年)4月～9月末現在	13/227 (5.72%)	0～0.3%								
2017年度(平成29年度)	40/544 (7.35%)	0～1.0%								
<p>抽出案件② 橋梁災害復旧工事（中野57号線）</p>										
<p>抽出理由</p> <p>回答</p>	<p>本工事は、入札参加者が1者のみで、予定価格も少額ではなく、しかも落札率が97.3%と高い。入札参加者が1者になった理由と入札条件の適切性、高い落札率の理由をお聞きしたい。</p> <p>本工事は、平成30年7月豪雨により被災した橋梁（国信橋）の復旧工事を行うものであります。</p> <p>入札参加者が1者のみになった理由については、入札参加者が現在の手持ち工事の状況や、技術者の他工事への配置状況及び仕様書の内容等を総合的に判断した結果であると考えています。</p>									

	<p>入札条件の適切性については、福山市では橋長15m以上の橋梁を重要橋梁と位置付けており、他の一般土木工事と比して、専門知識や経験を有する業者による適切な施工が求められることから「2005年度（平成17年度）以後に完成した、橋長15m以上の道路橋の新設若しくは架替又は補修工事であって、最終契約金額が48,480千円以上の工事の元請としての施工実績」を求めることとしたものです。</p> <p>また、他の入札参加資格要件についても、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱の規定に基づき、適正に設定しております。なお、入札参加資格を有する業者は7者程度と把握していました。</p> <p>高い落札率の理由については、橋梁上部工は特殊工事で、専門の下請業者の施工が必要な工事であり、自社による施工の自由度が低く、また工事費を削減する余地が少ないことなどが要因となり、高い落札率になったものと考えています。</p>
<p>抽出案件③ 橋梁災害復旧工事（芦原24号線）</p>	
<p>抽出理由</p>	<p>本工事は、入札参加者が1者のみで、予定価格も少額ではなく、しかも落札率が97.2%と高い。入札参加者が1者になった理由と入札条件の適切性、高い落札率の理由をお聞きしたい。また、案件2と同様に、橋梁災害復旧工事であるために、同種の工事固有の特性等があれば教えて頂きたい。</p>
<p>回答</p>	<p>本工事は、平成30年7月豪雨により被災した橋梁（枝国橋）の復旧工事を行うものであります。</p> <p>入札参加者が1者のみになった理由については、入札参加者が現在の手持ち工事の状況や、技術者の他工事への配置状況及び仕様書の内容等を総合的に判断した結果であると考えています。</p> <p>入札条件の適切性については、福山市では橋長15m以上の橋梁を重要橋梁と位置付けており、他の一般土木工事と比して、専門知識や経験を有する業者による適切な施工が求められることから「2005年度（平成17年度）以後に完成した、橋長15m以上の道路橋の新設若しくは架替又は補修工事であって、最終契約金額が68,290千円以上の工事の元請としての施工実績」を求めることとしたものです。</p> <p>また、他の入札参加資格要件についても、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱の規定に基づき、適正に設定しております。なお、入札参加資格を有する業者は5者程度と把握していました。</p> <p>高い落札率の理由については、橋梁上部工は特殊工事で、専門の下請業者の施工が必要な工事であり、自社による施工の自由度が低く、また工事費を削減する余地が少ないことなどが要因となり、高い落札率になったものと考えています。</p>

	<p>橋梁災害復旧工事固有の特性等については、広島県が管理する加茂川において施工するため、出水期の施工ができないなどの占用許可による施工時期の制約や、現場の状態により、工事の内容変更などを余儀なくされた場合、国への変更手続きが必要となり、その手続に時間を要することなどがあげられます。</p> <p>Q 4 橋梁の災害復旧工事の特性については理解しました。入札参加資格を有する業者について、案件2は7者程度、案件3は5者程度と把握していたとのことですが、結果として応札者は1者となっております。橋梁災害復旧工事は応札者が少ない傾向にあるのでしょうか。</p> <p>A 4 橋梁災害復旧工事の特性から、応札者が少ない傾向にあります。</p> <p>Q 5 固有の特性のある同様の工事について、今後も一般競争入札を採用するのであれば、「競争入札」が成立できるような今後の対応策をお聞きたい。</p> <p>A 5 入札参加資格要件の設定は、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱第3条(6)ア及びイの基準に基づき、対象工事の80%以上の施工実績を求めています。今後においては、工事の内容や特殊性を考慮しながら、より多くの入札参加が可能となる条件を設定してまいります。</p>
抽出案件④ 下水道施設長寿命化工事(2-2)	
<p>抽出理由</p> <p>回答</p>	<p>本工事は、入札参加者数が3者で、そのうち1者が失格、1者が無効である。しかも落札率が99.9%と高い。最低制限価格の設定及び入札条件の適正性と高い落札率の理由についてお聞きたい。また、1者の無効の理由を教えてください。</p> <p>本工事は、福山市公共下水道ストックマネジメント計画〔2019年度(令和元年度)策定〕に基づき、市内中心部(新浜処理分区)の管きよの更生工事に合わせて、マンホール管口の耐震化や取付管口の補強を同時に施工するものであります。</p> <p>本工事には、老朽化が著しい管きよを更生するため、現場条件に適した工法を選定するとともに適切な施工管理が求められることから、技術者として該当工法の資格者を配置できる者を条件として一般競争入札を実施したものです。</p> <p>この条件を満たした入札参加資格を有する参加者は、10者以上あることを事前に把握していましたが、結果的に入札への参加者が3者しかおらず、落札率が向上したものと考えられます。</p> <p>また、最低制限価格については、当該要領に基づき、最低制限価格の電算基準</p>

	<p>最低制限価格を算定し、開札時に、この電算基準最低制限価格を電子計算機により自動調整した上で、最低制限価格を設定しており、適正であるものと考えています。</p> <p>また、1者の無効の理由については、受注機会の拡大等を図ることを目的として、同日開札日の同種工事には、1者1件の落札制限を設けているが、無効となった業者は、同日開札をした直前の同種工事において、落札者となったため、当該入札が無効となったものです。</p>
抽出案件⑤ 中津原浄水場濃縮設備取替工事	
抽出理由	<p>本工事は、入札参加者が1者のみで、予定価格も高額であり、しかも落札率が95.2%と高い。入札参加者が1者になった理由と入札条件の適切性、高い落札率の理由をお聞きしたい。また、入札前の事前調査の内容について教えてください。</p>
回答	<p>本工事は、中津原浄水場にある濃縮槽の老朽化に伴い、濃縮設備の取替工事を行うものであります。</p> <p>入札参加資格要件は、請負設計金額が1億5千万円以上であることから、「福山市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要綱」で準用する「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」の規定に基づき、同種・同規模の施工実績を求め、一般競争入札を実施しています。</p> <p>入札前の事前の調査については、本工事と同種・同規模の施工実績を有し、広島県内に本店又は支店等を有する者を条件とし、この条件を満たした入札参加資格を有する者は、10者程度把握していましたが、結果的に入札参加者が1者となり、落札率が95.2%と高いものとなっています。</p> <p>入札参加者が1者のみとなった理由については、入札参加者が現在の手持ち工事の状況や、技術者の他工事への配置状況及び仕様書の内容等を総合的に判断した結果であると考えています。</p> <p>高い落札率の理由については、設計金額の直接工事費における機器費の割合が80%以上を占めることから、工事費を削減する余地が小さく、利益が少ないことから高い落札率になったものと考えています。</p>

○ 案件1～5の入札監視委員会としての意見について

入札監視委員会として意見を付すか否かを、書面にて各委員に意見を求めたところ、次のような結果であった。

・案件1

宮地委員・・・意見を付さない。

(現在の制度に変更されて以降、相応の結果が見られるので当分の間、経過観察をされるのが望ましい。)

大島委員・・・意見を付さない。

山崎委員・・・意見を付す。

「自動調整が0～1%のときである2017年度(平成29年度)と比べると、一定程度の改善傾向は見られている」とのことであるが、その差は約1.5パーセントにすぎない。

そろそろ、自動調整の許容範囲変更以外の方法を検討する時期にさしかかっていると考えている。

沼田委員・・・意見を付す。

内田委員・・・意見を付す。

(入札参加者が複数で、かつ有効な入札が1となった案件数及びその発生率について、2017年度以降の実績は次のように把握しております。)

	件数(発生率)	自動調整
2020年度(上期のみ)	13/227(5.72%)	0～0.3%
2019年度(通年)	28/635(4.40%)	0～0.3%
2018年度(通年)	39/665(5.86%)	0～0.3%
2017年度(通年)	40/544(7.35%)	0～1.0%

2018年度及び2019年度について、その発生件数および発生率が減少しましたが、2020年度(上期)は発生率が増加しています。自動調整の範囲変更により一定の効果がありましたが、山崎委員の指摘のとおり、現状では今以上の改善が難しいのかもしれませんが、したがって、2020年度下期以降の傾向も把握しながら、新たな方策を検討され始めることが望ましいと考えます。)

上記の結果から、入札監視委員会条例第5条第3項の規定に基づき、意見を付すこととなった。

(意見を付す内容)

最低制限価格の自動調整の許容範囲を上限1%から0.3%に変更後、既に2年以上経過しているが、現在の制度の下においても、最低制限価格未満での失格者が多数となり、その結果、高い落札率の契約になることが、ある程度の確率で発生しうる。

こうしたことを防ぐため、電子計算機による自動調整の許容範囲変更以外の方法を検討する時期にさしかかっているという意見を付す。

- ・ 案件2～5は、意見を付さない。

上記の意見に対する市の対応について、次回(2021年(令和3年)5月下旬の予定)の入札監視委員会で報告をする予定。

(2) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について
2021年(令和3年)5月下旬の予定
- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について
2020年(令和2年)10月から2021年(令和3年)3月までを対象とする。なお、今回は入札監視委員の改選になることから、事務局で調整後、改めて担当委員に依頼する予定。